

Centimetres

KODAK Color Control Patches

© The Tiffen Company, 2000

Kodak
LICENSED PRODUCT

3/Color Black

Blue

Cyan

Green

Yellow

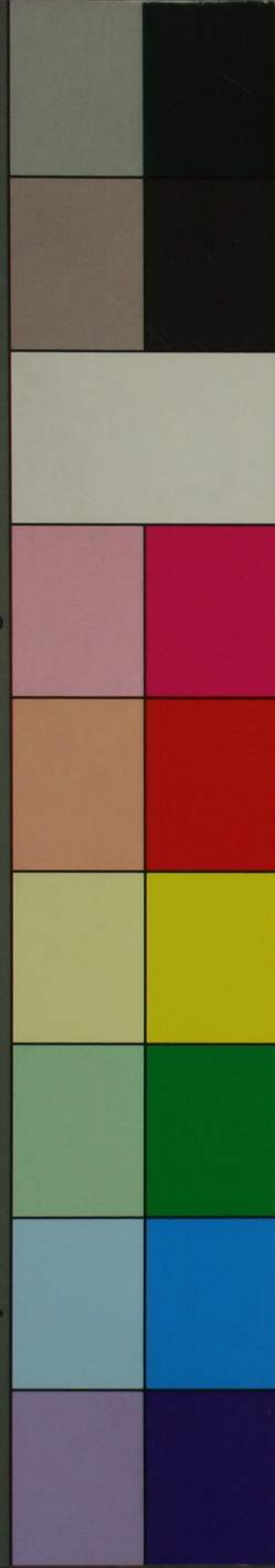
Red

Magenta

White

3/Color

Black

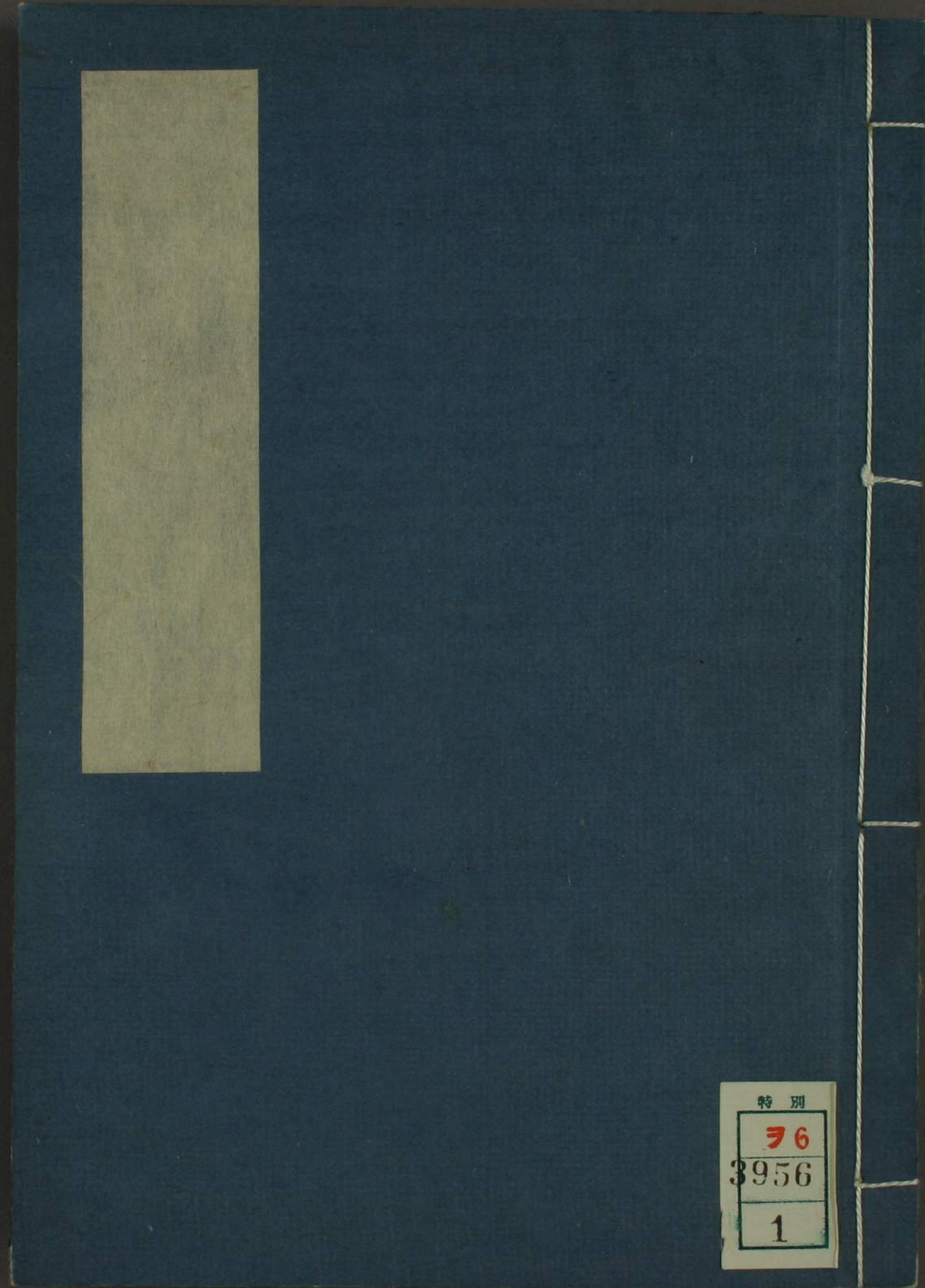


A

M

B

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19



特別
76
3956
1



特
門 76
號 3956
巻 1

月下氷人 (三) 南方熊楠

種々の親系圖紛亂の話
夫人は對笑相親を以て樂にす自今が殺した女と
遺精や手紙で子を生む事
小説 離途な事

七枚 二十 總て (1)

佛	見	十	無	て	落	し	と	勢
教	え	九	間	聰	ぬ	て	と	を
に	之	に	地	慧	と	曾	母	断
親	に	高	獄	存	言	て	心	て
族	對	生	に	畜	て	聞	と	死
落	す	か	落	生	高	く	合	た
を	さ	其	べ	ほ	生	人	お	と
嚴	地	父	さ	落	に	有	し	引
に	獄	母	や	さ	聰	り	め	居
來	の	を	と	か	慧	龍	石	る
め	刑	殺	云	聰	忍	馬	後	西
た	罰	大	ふ	慧	存	の	其	洋
事	も	鹿	難	な	女	種	鳥	で
は	中	樹	問	ろ	か	を	覺	も
律	々	等	に	ぬ	有	取	り	佛
藏	怖	薩	答	者	さ	置	て	國
に	る	の	れ	は	澄	る	自	
		大			と			
		智						
		百						
		卷						
		論						
		同						
		く						

のアンリ、エチ●アンが一五六六年公けに

したア和口じり、カールドト第十章に

當時歐州貴族市僧が親族姦殺く行ふた

を責めた終りに、犬が自食の子と交らぶ

りし例と、知らずに自食の子と交つた母馬

が其と知た後教日絶食して自決した事

を引て人を以て畜生に及ぶべしや

と歎じた、元魏譯正法念處經十三には或

は酒に酔ひ或は欲盛んにて姉や妹に姦

した者は大焦熱地獄の髮愧烏處に生じ

熱炎銅爐で消洋ては復生さ處了事幾度

となく、其かろ鐵砧に置いて鐵槌で打れ打

は死に槌を擧れば生了、其かろ鼓中に置

て狼牙が鼓を打て畏き聲を出すと罪人

の心臓破散り幾度と無く生死す了、漸く

地獄を脱して人に生れても常に物に驚

き易く、無闇に官人に横枉繫縛を畏れ壽

命極て短く心奪て安かろふと有るは

今日何處かの國の人民が無闇と官人を

畏り、のは前生に姉妹姦を行た者か多

巳申 新報 頁高 月氏

いのかも 知れぬ、次に 人有り 齋會中 悪邪

法を見て 姉妹と 行欲す、若し 大徳熱獄

の悲 苦吼處に 落ち 獄卒上 熱炎 鐵杵で 擗

爛ろすれ、次に 鐵地に入り 熱炎 鐵を 踏

大苦惱を 受る内 向ふに 寂靜 樹林に 哀鳥

鳴き 遊ぶを 望み 彼處に 休まると 林中に

入る、爾時 哀鳥 忽ち 千頭の大毒龍と 成り

罪人を 食殺して は 又活き 事幾度と 云を

知ず、漸く 逃れ 清水の池に 入ると 忽ち

大火坑と 成て 極て 苦む 後人に 生れ 此

貧完多病人に 使はれ 又 菘に 毛食し 身體

短と 有る、日本には 古来 無いが 外國に

は 祭りに 骨肉 姉妹を 問ふ 乱姪す、例が

有る、又 至親 姪を 咎めず 吉事と 主張する

宗派も 有る、大毗婆沙 論百十六に 印度の

西に 目迦 在る 宗 有り 母女姉妹 兇毒等と

行欲す、悉く 罪無し、一切 女色は 熟果

や 道路 橋 船 階 梯 臼 等の 加し、用ひ されす

れは 役に 立つ、遠慮に 及ばぬと 主張すと

有る、近代の 斯る 者 無きに 非ず、一八六八

(4)

年板リナン、ド、ベルフオン氏のレトバエ
 送ルア、ラ、一族の人、兄弟、ヤ、従兄弟の
 妻と通ふ、を常とす、と見え、ロエル、ソ
 子、ラ、の、一七七四より、六年、の間、を東印度
 及支那航行記には、南印度の、フ、ア、ロ、ク、イ
 ス、族、は、人、死、し、て、魂、全、滅、す、と、信、じ、随、て、父
 女、母、子、兄、弟、姉、妹、相、通、ふ、と、少、し、も、罪、無
 し、と、信、ず、と、有、さ、一、六、一、六、年、伊、太、利、人、ロ
 エ、ト、ロ、テ、ラ、ウ、ワ、レ、ガ、ハ、ズ、カ、ッ、ド、カ、ラ、出、し
 左、状、に、彼、處、の、拜、日、宗、の、徒、豆、親、姦、を、一、向

の、東、遊、記、に、ドル、ス、人、の、父、が、娘、と、婚、す
 了、が、常、に、て、年、に、一、度、男、女、祭、り、に、寄、集、り
 宴、し、た、跡、で、骨、肉、も、何、も、構、は、ず、乱、姪、す、と
 載、せ、十、八、世、紀、に、バ、ウ、ウ、ガ、ル、テ、ン、は、ト、リ
 和、り、邊、で、耶、蘇、教、徒、と、自、稱、す、る、輩、が、時、を
 定、め、て、暗、洞、中、に、集、り、父、女、兄、妹、雜、婚、し、生
 れ、た、子、が、女、存、ら、ば、養、育、し、男、存、ら、針、で、突
 殺、し、血、を、取、て、神、を、祭、す、と、有、る、上、に、列、た
 佛、經、に、齋、會、中、姉、妹、と、行、欲、と、は、此、様、な、事

を指 九ん ぢやろ 叔 正法念更 經 十三 自
 父の 子の 妻に 嫁した 人は 大焦熱 地獄
 無悲 闇處に 落つ 獄卒に 熱鐵 地上に
 通 上下 翻覆 復和 煮工 同煮 令● て 一塊 とし 杵
 下 擣固 め らう、 事 百千 歳 苦 止 ずと 有
 下 から 雜と 人間 がセメ ント に 成ん だ、 其
 後 九百 世 餓鬼 に 生れ ぬ 叔 漸と 人 に 生れ 七
 十 貧窶 常に 疾に 常に 怨家 に 破ら ぬ、 惡國
 に 生れ 人間 中 最下 鄙劣 下 短命 だと 言ふ
 經 律 異相 四九 九に 去く 姪 佚 無道 七 淨戒 を

守 了 尼 や 曾 今 才 妙 味 や 親 戚 の 女 に 通 っ
 て 惡 事 を 造 した 者 は 死 に 歸 人 で 風 刀 身
 を 解 小 徑 臥 定 る 才、 楚 瘴 了、 如 く 其 心 荒
 越 發 狂 痴 想 して 己 の 室 宅 男 女 大 小 一 切
 皆 不 淨 の 物 で 屎 尿 盈 て 外 に 流 下、 と 見
 了 所 ろ け 獄 卒 來 け 大 鐵 叉 を 以 ち 撃 斥 せ
 阿 鼻 獄 に 入 れ 了、 諸 の 刀 林 化 し て 寶 樹 及
 清 涼 池 と 作 け、 火 燄 化 し て 金 葉 蓮 花 と 成
 リ、 諸 鐵 嘴 蟲 化 し て 雁 や 鳥 と 成 り 罪 人 苦
 痛 の 聲 母 詠 歌 の 如 し、 之 を 聞 て 面 白 く 思

蓮花に坐すたと忽ち火燄ほのと成りなり雁意がんい

は鉄嘴てつしと成て其身そのみを今いまち狗来いぬきたて其心そのこころ

を食くらひ俄にに其身そのみ鐵火てつかと成なり苦くむ事こと八万

四千大劫たいしやうを有あり正法せうぼう念處ねんじよ經きやう十四じゆには

人有ひとり境界けうがいに乱みだされ或あるは酒さけに醉よめて其母そのははと行こう故こ

は悪友あくゆうに近ちかき或あるは酒さけに醉よめて其母そのははと行こう故こ

し行やり已やめて心こころ惶おそれ乍あら悪友あくゆうに勸すすめられ後

大おほい幾いく度ども同おなじ罪つみを行おこなひ樂たのしみ後また他人たにんを勸すす

めて如かくおこなはしむ者ものは阿鼻あび地獄ぢやく無む徒た

岸長受かんとしやう苦く處じよに墮おつ獄やく卒そつ熱ねつ鐵てつ鉤かうもて其その男おとこ

根ねを鉤かけ臍へそより出でし棘いばら針はりもて男根おとこねを刺さ

し臍へそにも鼻はなにも耳みみにも針はりを入いれ又また口くちを

断たつ杯はい一方ひとかたならずお苦くんを後のち四千しせん世せ緣えん鬼き

に生うまれて薑くせを食くひ四千せん世せ畜生ちくせうに生うまれて

毎まいも燒やけ死しに其から人ひとに生うまれても貪みん汚う常じやう

病や身み今いま賤せんしく妻つまが不ふ負たい巴れも他人たにんの妻つま

を犯として捉とらはり罰として男根おとこねを抜ぬれ乞

食くらして道みち路ぢに倒たれ死しぬと有あり井井せい觀くわん

佛ぶつ三さん味み海かい經きやうに七なな種しゆの重ちゆう罪ざい有あり其一いつを犯と

者もの八はち万まん四し千せん大たい劫きやくの阿鼻あび地ぢ獄やくに墮お

已辨新報原種用組

(6)

つ七種 重罪 此は 一に 因果を 信せず、二に
 十方佛を 毀無す、三に 般若を 學ぶを 断す、
 四に 四重 虚食 信施を 犯す 五に 僧祇物を
 用ゆ、六に 淨行比 丘尼を 逼掠す、七に 六親
 に 不淨行す、八に 唐譯 大乘 造像 功德 經 下に
 復た 四縁有り 諸男子をして 心常に 女人
 の 愛欲を 生じ 他男子が 已れに 丈夫の 事
 を 行ふを 樂ましむ、一には 或は 嫌或は 戯
 て 人を 誘毀す、二には 女人の 長服 莊飾を
 用すを 樂む、三には 親族の 女に 淫穢事を

行ふ 四には 實無 勝徳 妄りに 入る 禮を受く
 此四 因縁を 以て 諸丈夫をして 斯く 引誘す
 煩惱を 起さしむと 見ゆ、男子が 女人の 性
 慾を 以て 生れ 女より 他男に 合ふを
 好む 者が 歐州 其他に 今も 多く、無闇に 之
 を 妨ぐる は 不便 にかう 其様 互者 は 望み
 次第 然す べき 方法で 男同士の 結婚を せ
 せ 違ふ べし と 論じた 人も 有る、獨逸の 國
 ルリッヒ 英國の シモン ツ杯を、 件の 經説
 によつて 斯く 女子の 或者は 前世

て親戚の女おんなを犯した報ひむく下斯くだく如ごとく生なま

れた人ひとがや。

右に引ひいた經文きやうもんは大抵たいてい釋尊しやくそんより後のちに追々おひ

出来た物もので載のつ所ところの實例じつれいも釋尊しやくそん後の事こと

が多い、然し忠孝ちゆうかうを主張しやうした孔子かうしの在あり

君父くんふを弒しせし者ものが非常ひじょうに多おほかつた、~~鎮田~~

榮吉氏えいきし嘗かつて倫敦ロンドンで予よと此事このことを論ろんじて春

秋しゅうに親お見みえた、~~纂~~弒しの例れいは當時とうじの貴族きそくを限

つて書留かきどめたのた、其そのさへ教しやく育いくも有ある人ひとだか

ら無位むゐ無教むきやう育いくの、~~下~~民間みんかんに何なに程ほど大逆たいぎやく徒とか

捕とらり居ゐたか、~~分~~らぬと記いれた、其そのと同様どうように

釋尊しやくそんや釋尊しやくそん前の諸佛しよぶつの在あり世よにも實じつは親

族そく姦かんや不淨ふじやう事は頗おほく多おほかつた、多おほかつた

れはこそ佛ぶつが~~出~~て制戒せいがいもし、説法せつぽうもされ

たんで、恰好てうこう罪人ざいじん純無じゆんむと成なたら、巡音じゆんおんや者

守まもり口くちが乾上けんじやう了りやく理屈りくつかや、律藏りつぞうは釋尊しやくそんの

裁判筆記さいはんひきの様ような物もので比較ひかく的てき臘らつ確かくかな

事實じじつ譚たんをか先まづ十誦じゆじゆ律りつ四し四しに正せい新しん法ぽう

難なん尼にの姉あね死しす、尼徒にだて問とひ、歸路きりぢに賦ふに遇あは

を恐おそれ、其家そのいへに宿しゆくす、姉夫あねのあつと之これに著ちやくし、所ところ有ある財しん

賢多きを説き又他人を取ると
 苛く當りかうと怒と義理の
 たが尼聽か、中夜後夜にも強
 く言進し早朝遑歸、佛之を聽て
 の一身獨宿を禁ず、一身獨宿とは
 いとと同様念う入た重言をか
 損ひを御經の文句通り写し
 だ、總て此の月下氷人の語は主
 藏諸典から原文の儘引きた物
 を根本とす、西洋でも大博士
 統に俗法

博士と兩法博士と有る兩法博士とは俗
 法の之か僧法乃ち教律にも精通したと
 云ふ意味だ、一社會に住で其社會の法律
 則り俗法を知ぬは他に何を事を知て居
 ても大學者と云ぬは、敬に初果の大博士
 を俗法に精通した者と推尊して俗法博
 士と云ひ、根俗法の外に精神界を支配する
 教律法を兼明めたる奴に擬して上果
 の大博士を兩法博士と云んた、日本でも
 聖徳太子の憲法十七條杯、佛法の

紀伊新報原稿用紙

事を云て居る、其他法律に佛教を基とし
 た事が頗る多い、淺薄な輩が西洋から入
 る様に心符居る、二罪俱発とか、情状酌量
 とか、罪の重きに随ふとか、云事は皆なち
 やんと、~~佛~~教の律藏に出て居る、其律藏に
 詳し、~~又~~を律師と云ふ、雲照律師杯近頃
 名高かつた、予杯も二十年も律藏を檢り
 居るから、~~又~~花の事は、暗誦を、誠に惜い者
 をか、末世の衆生を、化度し、歡笑の向たに
 善に導き、遣んとし、種々考慮の末、兜率天

から降り見ると、とうも一月刊不二が一番
 弘法に適し、居るか、眼病と疥、其から
 此夏、日刊不二で公けられた通、菌の研究
 究中、蟻にして遣れた、男根の創今に癒ぬ
 をも、拘はず、孤燈下に、本文を綴る、カヤ
 せう、~~龍~~三會に達した、積りで、隨喜過仰
 して、一日に、五度も十度も、此月下氷人の
 一篇を、讀め、前年、平田讓衛氏、予に、語つた
 は、日本の法律は、前例を、勝手に、引廻すの
 外、何たる基礎の無い物かと、云、標、臆れ

俗問の

巳申 新報 原稿 用紙

了、有賀博士の日本古代法典とか云を見
 たか其に支那律迄は調べ探り居るか
 肝腎の律藏りつぞうは少しも比較し居らぬは遺
 憾だ、法曹界の大立物たる人々も志氣の
 付ぬ律藏を思切おぼこておぼつたてて月下水人の話
 杯と誰でも好く名題で講じやう人たか
 り司法省の高官は勿論地方の裁判所
 長官の傍事判事書記廷丁茶酌其から彼
 輩と相引する藝妓仲居迄も必ず此篇の
 出た月刊本二を購讀する事ぢや常在靈

驚の金口は一言一句を改めても口が固む
 と言ふ故此篇引く所の諸文悉く経律の
 本に據て少しも變せざ故に其か氣に入
 らば佛教を嚴禁するの外無い其は佛教
 の御影で現に極楽に在る無教の日本人
 の祖先をして永々御世詔に成おしんと
 控書詞を地獄え宿轉せしむる譯た是山
 に忠孝を口癖に説く人々の所行なうん
 やを聞罷休題且把話頭一轉劉宋譯彌沙
 塞部五分律十一に佛舎衛戒に在せし時

巴中府限原稿用紙

諸釋種共に作すして庶姓と婚せばは重罪なり

にて處すべしと云ふ、時に釋種と黒離車の女を

夫を喪ふ夫の弟共辜婦を娶んと三度に

望む、聽入ず、弟是は他に情夫有故をろ

う、何とか殺して遣人と謀り兄の法會を行

菅玉連、彼婦を招き酒を飲せて不淨を行

ふ、叔共其肉を抓三、傷け官司に告て是は我

婦を今、外人と私通したと言ふ、彼婦を殺す、

醒て自身處々傷破られ、ス子を見、市通罪を

として殺さす、を忍れ、金衛城に奔り出

家けした、釋種の國から金衛に照會して送らす

還を求めたが、金衛の王既に比丘

尼と、故に者は有罪で引渡す事成ぬと云

二、兩國の間不快と成た佛之を聞て有罪

者を度して尼と考すを僧伽婆尸沙罪と

した、此話を一寸聞た、斗りては弟が兄の

後家に執著して酒で酔せて強姦し加之

に其身に傷け情夫と誑れた時の傷たと

詐訴え、姦婦として未刑し、九人で非常に

弟が惡い様だが、前文に此一族が屠す、

巳申新原福月組

釋種乃ち釋尊が生れ
 た釋族が當時血統
 を重んじ下等の族姓と
 婚すを重罪とし
 したと有る
 此釋種は繼母の
 讒に遇て雪山下に
 遁れた甘蔗王の四王
 子が各親妹を捨て
 異母妹を取て妻とし
 男子を生じ一釋族を
 立てた父甘蔗王此事を
 大臣より聞きて我子能く
 如是事を作すか
 と問ふと大臣答て彼等能
 すと
 言を聞きて
 呆れ長く右手を割し我子能
 如是事を
 為せりと歎いた因て彼種族を
 釋か能す

乃ちまろい事を
 遺たると云義と名付た唐
 義淨譯根本說一切有部毗奈耶
 雜事卷卅四其様に兄妹相踏
 してさる他種族と血統が混
 じぬを重んじ釋種が追々風儀
 防かんとして佛在會衛日に
 一同會議して成べく同族婚
 のミして外族と混じぬ様
 と約束して左の下に従つて
 黑鬪奉の後家を亡夫の弟が
 取女らうとすを一同互極
 成し其を嫌ふて他國に
 出奔して厄と成

記伊新報原稿用紙

たのを 擧つて 悪を 引渡して 貰ふて 死刑に

處して 以後 同族 婚を 忌む 女を 懲さん

としたに 相違 無い 吉邦 杯も 古れ 皇堂日

皇朝の 諸を 娶い 娶つたか 後作 神

別の 家も 産地を 立らん たら 大分 驛

わが 有るを 史記の 列傳

第五十に 中行 説漢を 恨む 必我 行也 為漢

患者と 言放て 匈奴に 入り 其主 單于の 兵

謀と 成り 漢の 大患を 成す 漢の 使匈奴に

謀と 成り 漢の 大患を 成す 漢の 使匈奴に

一死んば 子が 其の 後母を 妻り 兄弟 死せば

甚く 其妻を 娶ふ 且つ 婚に 冠帯の 飾殿

庭の 禮無しと 云ふと 中行 説曰く 匈奴は

急な 時は 騎射を 習ひ 寛るれ 由無事 を 楽

む 約束 軽く 行れ 易い 君臣 簡易 に して

一國の 政 一身の 如し 父子 兄弟 死して 其

後家を 妻すは 種姓の 失ふを 悪ふ 故に 故

に 匈奴 國 亂れ ても 必ず 宗種 を 立つ 支那

は 豪族 中国と 自稱す 者め 親屬 疎

くなると 忍ぢ 相殺して 姓を 易す 帝が

已申 行 限 原 高 目 氏

や其失は父兄の妻を娶り下劣し且つ禮
 義の敵上下交々怨望して無周に大建榮
 を立すから屹度生産力が窮す農桑を
 力て衣食に汲々し城郭を築いて自備ふ
 了から其民急な時歎功に習はず緩なれ
 ば作業に罷り汝漢人等多辞す勿れ一畝
 日來いと遣はたと有る中行説何ぞ怨
 之省にせよ自國を背いて他國を辯護
 し自國の使を説破たは碌な奴に無いか
 其言分は一理有る禮義の弊を言た所杯

吾國の心有る人の一考を要する殊に政
 府に糊口了了言吏輩は熟と讀む置在は
 此能楠菩薩の引言は皆良薬がや程に先
 年風俗畫報に泉州に其頃迄「差當り」と呼
 ぶで似合しき妻が無い時自今や姪を取
 風行はすと有る是も決して根在事にて無
 く全く血統を重んずる古風が残つたの
 なるよし夫智帝の女精純帝は叔父天武
 帝の弟にまき二帝の間木生れ玉入る草
 野太子は母帝の異母妹且外従妹たり元

已申 斤 限 東 高 月 氏

南帝を専らせむ杯考令すべし、此様
 事を迷ふと直に例の半可通のハイカラ
 華や新米の耶蘇牧師杯大早●に雲霓を得
 た如く、其たからとうも東洋●は野蠻だ杯
 と云ふが受金たが物を知ぬにも程が有
 る、故り4ヤード、バー、トンが言た通り舊
 約全書程根亂倫の多い書が天下に無
 く、ウラシテ、ルが論じた如く、基督の先
 祖程買娼親族姦淫内措外泄、蓄妾其他有ゆ
 了淫事、に富を●は無い降つて、歐州や米

國に古●新在事は東洋人か、連も止て及
 ぶ可うや、程多いか、餘り胸に疼ゆさか
 ら今は措●て論せぬ、此様に言と又●坊
 主、茅大埃で南方さんは誠、に十地の●聖
 た、耶蘇●の根、亂倫を指摘して、大に正
 教を張て、下さす杯、言ふに極て居さから
 公平を保つ為に、諸佛在世にも斯る詰らぬ
 例が多かつた、ちう事を今少し示し置う、
 姚秦譯、四支律藏、五十五に時、舍衛國比丘
 母子夏安居し、母子教●見了、既に

巳申所報原高月氏

教母相見て俱に欲心を生ず、母親に詰る

らく汝從此出、今還入此、可得無犯、兒即如

母言、佛此事を聽て波羅夷罪に處したと

有る蜀山人が何かの圖に關を出て故郷

を望むと題したの、此句に據たのかも

知ぬ、佛弟子、鄔陀夷は釋尊の父、淨飯王の

大臣をったか、佛得道して父王に見えり

前に出家せぬ、佛の使となる譯に從ず

止を得ず、出家した、本心からで無い故、出家

後、色々ぬ、姪行有た、~~が~~に得道して、十八

億家を化度した、たが武家婦が賊と密通す

了所へ行令せ、其賊に殺された、一切有部

毗奈耶卷十七と十八と廿九、東晉譯摩訶

僧祇律六に佛如蘭陀行園に在ると、時優

陀夷相知らぬ、婆羅門其婦を伴來り、僧房

を去るん、手を請ふ、優陀夷於一屏處、便捉

婦人、手持持抱、婦人念、優鉢羅比丘尼、沙

彌尼、字は支梨をして衣を持って、優陀夷に

喫えしむ、優陀夷好く持て、房中に置けと

命、後遂て、房内に入り、便ち手把持抱

漢文
入レテ
入レテ
入レテ
心レ

適意^シ已^シ須^ス更^ニ放^テ去^ル支^リ梨^ニ泣^キて優^ク鉢^ヲ羅^ニ尼^トに
長老優^ク陀^ヲ夷^ヲ隨^テ我^ヲ入^リ房^ニ把^テ持^テ抱^キ弄^シ極^ク惱^ヲ觸^キと
告^ヒハ優^ク鉢^ヲ羅^ニ尼^ト之^レを佛^ニに白^ス一^ツ佛^乃ち因^縁
を説^ク、昔^カし嵩^ニ渠^ニ我^ノ母^ノ婆^ノ羅^門有^リ田^ト
を伴^リ生^活す美^妻を娶^リ一^ツ女^復た美^妻
な^コを生^ミ姓^ニに困^テ嵩^ニ渠^と名^ク年^長じ
諸^位女^羅門^族が婚^を求^ムれ我^を愛^セた
嫁^す方^れと言^ふ、四^隣其^能く善^を守^リ梵^行
行^を修^メ工^を愛^念す、父^は毎^日田^を耕^シ
妻^常に食^物を送^ス、一^日妻^事有^リ女^嵩渠^木
して父^に食^を送^ラしむ、父^不正^思惟[、]便^生
慈^想、憶^念婦^至、當^共行^欲、見^持食^來、便^捨犁^之
往^迎、欲^心迷^醉、不^能自^覺、不^應觸^處、父^輒觸^之
之^時女^嵩渠^便涕^泣而^住、時^波女^羅門^即便^念
言^此女^嵩渠^常不^樂欲[、]衆^人所^歎、今^我觸^之
而^不大^喚、似^有彼^意、即^便説^偈、我^今觸^汝身[、]
低^頭長^歎息[、]將^不欲^與我[、]共^行嬉^欲法[、]汝^先
修^梵行[、]衆^人之^所敬[、]而^今輒^相見[、]似^有本^問
意[、]女^頌て答^ふ我^先恐^怖時[、]仰^憑於^慈父[、]
本^所依^怙處[、]更^遭斯^惱乱[、]今^在深^榛中[、]知^復

(18)

心火
天
入
七
利
七
利
七
利
七
利

知復
本所依怙處、更遭斯惱乱、今在深榛中、知復
意、女頌て答ふ我先恐怖時、仰憑於慈父、
修梵行、衆人之所敬、而今輒相見、似有本問
低頭長歎息、將不欲與我、共行嬉欲法、汝先
而不大喚、似有彼意、即便説偈、我今觸汝身、
言此女嵩渠常不樂欲、衆人所歎、今我觸之
之、時女嵩渠便涕泣而住、時波女羅門即便念
慈想、憶念婦至、當共行欲、見持食來、便捨犁
往迎、欲心迷醉、不能自覺、不應觸處、父輒觸
之、時女嵩渠便涕泣而住、時波女羅門即便念
言此女嵩渠常不樂欲、衆人所歎、今我觸之
而不大喚、似有彼意、即便説偈、我今觸汝身、
低頭長歎息、將不欲與我、共行嬉欲法、汝先
修梵行、衆人之所敬、而今輒相見、似有本問
意、女頌て答ふ我先恐怖時、仰憑於慈父、
本所依怙處、更遭斯惱乱、今在深榛中、知復

已申斤辰頁高月氏

何所告、响如深水中、而更生於火、根本蔭護
 處、而今恐怖生、無畏處生長、所歸反遭難、林
 樹諸天神、證知此非法、不終生養恩、一朝見
 困、棄地不為秋、開於何逃、身命、父此女の頌
 を説くを、聞き大に自慙て去さ、此文は優
 陀夷、毒は優鉢羅比丘尼、女嵩棠、片支梨沙
 彌尼の前身だ、前身曾て此女に、欲想を生
 じ、今生●迄、續いて復起つたのと、因縁
 を説き、優陀夷を、僧伽波尸沙罪とし、玉子
 と有る、佛の從弟提婆達多是、後に佛を殺

さんとして、生かろ、阿鼻地獄に、落た男を
 が常に佛の妻、を懸想し、佛出家して、学道
 中、其妻羅喉羅を生し、時、是れ實は、我子
 杯、悪名を、振、(隋譯佛本行集經 五一) 流
 石、信切た、佛も、之を聞て、恙つた、(北涼譯阿
 毗曇毗婆沙論 卅四) 又佛の從弟、で佛外、
 第三代の祖師と成た、阿難の母は、佛の母
 の妹で、佛の父の弟の妻だ、が、佛在俗の日
 功徳、巍巍々、威力、顯赫、た、を、見て、深心を生
 じ、種々、邪異之、言を、吐し、佛叔母の故を

以て黙過した、其故佛出家後も阿難を出
 家せしめ、有子、是は姪心猶ほ止
 らんを故、自分の子を佛弟子とすると彌
 よ子の師と己の間が遠かり最早近き事
 も成ぬを憂ひたのぞ、佛本行集經卷五と
 五八一體、其頃印度貴族の風習に今の日
 本の平人すら不埒千萬と思ふ事を平氣
 でしたらし、例が多い、上述沙弥尼を抱
 いて罪を得た優陀夷が或尼に其衣を
 作り遣う逆作り喫え人に示す勿れと云

た佛の叔母で尼の總管たる大愛道尼が
 道上で之に遇ひ、其衣を披き見ると是は
 したり、優陀夷が種々の色緞も衣の中
 に男女交會す像を縫ひ居た、路人見て掌
 を撫て大笑せむ、無く彼尼大に羞たか
 大愛道尼其淫像を持って自分の甥たる佛
 に示した、**五八律卷七**又佛弟子迦
 留陀夷波斯匿王の宮中に入りし時王末利
 夫人と晝日芝に眠れり、夫人迦留陀夷入
 來りを見惶て、衣を失し露形し慚て蹲

せて終夜高高極まり感化を授け玉ふ前
 年昔輩草莽の微臣さえ晝夜歎慄して成
 行を氣遣ふた或大事件を調べに來た東
 京より派山の御役人も宋の陸秀夫が崖
 山の歎鐵前に大學を弑申で講じた度胸
 で斯う大事件前にも韓を餘裕有る所を
 示さんとしてか例の藝妓を下女に仕立さ
 せて雷雨正に酣を隣室に酔て臥有た
 人が餘りの験功に起て逃來り話された
 又明を以て誇る馭米忠孝無双自慢の者

邦さふ斯通りむかふ古印度の事林は捨置
 け放道けチヤツチヤンチヤンリンカモ
 知れぬ、然し御役人杯何時油煙が降來
 ち分らぬに餘り下女を行散すと穩婆様
 呼で來かの難に童遣ふかう老母心で注
 し奉り置く其かう怪かからぬは佛在世に
 波羅奈城の長者子阿逸多其母に姪悪し
 之を覆人として父を殺し其後母が外人
 と通ふ子を怒て母を殺し相識れ子阿
 羅漢が之を知るを愧て之を殺し祇園

精舎に詣て出家を未めたるが三逆罪を犯
 した者故出家を拒まれば倍す瞋つて僧
 坊を焚き人死多し、後王舎城で佛に會
 ん説法を聴くに自て重罪漸を輕微を得
 道した(大般涅槃經十九)佛の眼前に去
 此様無法者が有た、して見ると佛に去
 事万々たる今日當職の御役人杯は餘程
 注意して品行を慎し、悪い手本を示さ
 む様に願ひ度と或官吏に詰ると汝は時
 世を知らぬ迂人が佛が説法し盡して去ら

其様者が翻るを免れ無い、佛程の誠意無
 き政府や地方廢の小働さず、吾輩が何
 程拮据つて何が成る者か、特種部落を
 理屋から取下業を御馳走食ひに往て感
 化して食物迄改良させたりとか、吉社を潰
 して跡に女郎屋を立させせて有統地か殖
 たとか、旧い神林を伐せたり、立派な畑を
 潰して柴を植させたり、猫の眼玉同様毎
 日異つた事を遣り通させて地方を改良
 したと、喰ささ書上れは其が統計年簿に

巳申 斤限 頁高 月氏

出^下て實際^{じつざい}の事^{こと}はお構^{かま}ひ無くお上^{かみ}の受^うけ
 が善^よいと、當代^{どうたい}の●雜摩^{じま}居士^{こじ}と土^ど直^{ちく}法^{ぽう}龍^{りゆう}が
 舌^{した}を捲^あいた南方^{なんぽう}先生^{せんせい}を何^{なん}の苦^{くる}も無く回^まり
 せたは日本^{にっぽん}一の模^も範^{はん}御^お役^{やく}人^{にん}と采^{さい}れ
 讀^{よめ}て置^おく、此^こ様^{よう}な奴^{やつ}が十^{じゅう}年^{ねん}も立^たつと大^お尾^い
 に成^なるのぢやろ、叔^{しやく}斯^{かく}の如^{ごと}く佛^{ぶつ}在^{ざい}日^{にっ}已^いに
 乱^{らん}倫^{りん}極^{ごく}子^こ大^{だい}逆^{ぎやく}人^{にん}か者^{もの}たのこなるぞ、陀^た羅^ら
 尼^に雜^ざ果^{くわ}九^くに椽^{せん}了^{りょう}と佛^{ぶつ}前^{ぜん}●世^{せい}迦^か倫^{りん}羅^ら國^{こく}の高^{たか}
 客^{きやく}たり、母^{はは}を愛^{あい}して父^{ちち}を殺^{ころ}し、後悔^{わごころ}て出^で家^け
 し廿^{じゅう}七^{しち}年^{ねん}の向^{むか}を注^{ちゆう}續^{じやく}け左^さか、集^{しゅう}法^{ぽう}悅^{えつ}捨^{しゃ}苦^く

陀^た羅^ら尼^にを感^{かん}得^{とく}して罪^{つみ}を除^{のぞ}いたと有^あて永^{なが}
 く々^くしく其^{その}陀^た羅^ら尼^にを執^{しやく}居^おすか、母^{はは}を殺^{ころ}し父^{ちち}
 を殺^{ころ}した人^{ひと}で無^なれは要^{よう}用^{うじ}無^ない物^{もの}故^{ゆゑ}爰^{こゝ}に
 署^{しやく}す、上^{かみ}に述べた通^{とお}り印^{いん}度^どには隨^{したが}今^{いま}親^{しん}族^{ぞく}姦^{かん}の例^{れい}
 が多いが、最^{さい}も名^な高^{たか}く最^{さい}も興^{きよう}味^み有^ある此^こ種^{しゆ}
 の因果^{いんぐわ}物^{ぶつ}語^ごは青^{せい}蓮^{れん}女^{にょ}の傳^{でん}を白^{はく}眉^{めい}とす、
 其^{その}物^{もの}語^ごを述^のす前^{まえ}に一寸^{いちじゆん}其^{その}内^{うち}の一^{いち}段^{だん}に似^に
 た話^{はなし}を序^の置^おく、今^{いま}著^{しやく}物^{ぶつ}語^ご卷^{くわん}卅^{じゅう}一^{じつ}湛^{たん}慶^{けい}所^{しよ}闍^{せつ}梨^り還^{えん}俗^{じやく}為^な高^{たか}向^{むか}

今著物語卷卅一湛慶所闍梨還俗為高向

公輔諸第三

に湛慶所聞契不 連慈覚大師の 弟子で真言

法を極め 内外の 文道に通じ 藝道を究め

た僧有た 忠仁公 不例の 折る候に 祈禱か

能利き 病愈たか 今暫く 此に 候に 連置

下、内、若き 美女 が 給侍に 出た、之を見て

堪難 かつたので 互ひに 契り 始て 女色に

了事に 成た此 前 湛慶 勤るに 不動明王に

仕えた 時 不動尊 甚夕中に 告て 宣はく、

ら我を 憑む から 我も 汝を 護り 遣う、但し

汝前生の 縁に 因て 某の 國某の 郡の 某を

子者の 娘に 落され 夫妻と 成した 定り居

こと 生給ふと 見て 覺た、我 何の 故に か 女

に 落さすや、我 美女を 捜出し 殺して 後

日の 患を 除く 可しと 思定て 修行の 似し

て 其所に 尋行くと 滅に 其家 有り、其家 元

行て 伺くと 十歳 平なり 美女の 女児 かに

走り 出て 遊む 行く 湛慶 其家 あり 下女か

出丁を 俟て 向ふと 彼 小女は 此殿の 獨娘

己卯 所服 高月氏

であつと答へた、次日行て南面の庭に居り
 と昨日通り、女兒出來り、遊ぶ所を、芝寄て
 女兒を捕え、頸を搔斬たか、知了人が無い
 庭かに逃去て、京に歸り、安心して修行し
 居た、了に不圖、忠仁公の御内、思ひ掛ぬ女
 に墮落した、不却尊が先年、遊女に告玉ふた
 女は殺して、了う、今別に此女に落された
 は、奇的烈と、自か、不謹慎を外にして、只
 管女の素性を、訝り居たか、或夜、此女と俱
 臥して、其頸を投すと、大蛇有て、爰に綴つ

左跡、おつた、淳慶、其所由を、問ふと、女云く、
 妾は、某國某と云、者の娘を、幼い時、家の
 庭に、遊び居ると、知ぬ者が、出來て、頸を搔
 斬た、後、家人が見付て、嗚か、行方、知す
 で、止めた、其時、其頸を、炎さ、綴つて、切れの、奥三か
 や、無いが、不思議に、命が、助かつた、其から
 事の縁、有て、此殿に、奉公に、出、したと、聞
 て、吃驚、淳慶、所屬、契、扱は、不却尊の、示現か
 違は、なん、能々、深い、縁、有れ、は、こ、切了
 に、切れぬ、切口の、綴、合、せ、とは、故、事、府、を、か

己丑斤辰言高月氏

必^{かなら}ず見捨^{みすて}お^いて見捨^{みすて}る^なと、是^{これ}等^らは原^{もと}
 文^{ぶん}には無^ない^かが原文^{げんぶん}殊^{こと}の外^{ほか}下^{した}手^てに書^かけ居^ゐ
 了^り故^{ゆゑ}熊^{くま}楠^{なん}が入^い言^{ごん}し置^おく、女^めも哀^あれ^に思^{おも}て
 永^{なが}き夫^{めう}寺^とと成^なれ、志^ち仁^{じん}公^{こう}南^{なん}召^めて湛^{たん}慶^{けい}程^{せい}の
 名^な僧^{そう}が濫^{らん}行^{ぎやう}に落^おちた^のは南^{なん}方^{ほう}先^{せん}生^{せい}の程^{せい}の聖^{せい}
 人^{じん}が時^{とき}々^々大^{おほ}飲^{のみに}ま^まと双^{ふた}んで遠^い憾^{かん}じや^然
 し内^{ない}外^{がい}道^{どう}を極^{ごく}め^た者^{もの}を徒^{いた}ら^に毎^まあ^まま^まて
 無^ない、速^{すみ}か^に還^{かへ}俗^{ぞく}して公^{こう}輔^ほと任^{にん}ず可^べしと定^{ちやう}
 有^あて還^{かへ}俗^{ぞく}して公^{こう}輔^ほと名^なく本^{ほん}姓^{せい}は高^{たか}向^{むけ}と
 云^いふ妙^{めう}左^さ姓^{せい}を即^{すなは}ち五^ご品^{ひん}に叙^{じよ}して奉^{ほう}公^{こう}し

以上^{いじやう}は佛^{ぶつ}燃^{ねん}後^ご親^{しん}族^{しやく}間^{かん}の姪^{しやく}犯^{ぱん}の例^{れい}をが實^{じつ}は忠^{ちゆう}
 孝^{かう}を説^とた孔^{こう}子^しの時^{とき}代^{だい}に君^{きみ}を弒^し文^{ぶん}を殺^{ころ}
 者^{もの}多^{おほ}か^たた如^{ごと}く女^{にょ}犯^{ぱん}嚴^{げん}制^{せい}の佛^{ぶつ}在^{ざい}時^{とき}に身^み
 前^{まへ}に親^{しん}族^{しやく}間^{かん}の姪^{しやく}犯^{ぱん}は絶^たた^が有^あり殊^{こと}に
 本^{ほん}林^{りん}を聞^きし及^{およ}ばぬ寺^{てい}拔^{はく}を例^{れい}に少^{せう}なき無^な
 くに其^{その}證^{てい}は高^{かう}太^{たい}夫^{ふう}と通^{つう}稱^{せう}す、遂^{つい}に秋^{あき}深^{ふか}岐^ぎ守^{しゅ}
 に任^{にん}じて家^い強^{きやう}と豊^{ゆた}かに繁^{はん}昌^{せう}した^た此^{この}人^{ひと}還^{かへ}
 俗^{ぞく}後^ごも真^{しん}言^{ごん}の密^{みつ}法^{ぽう}を精^{しゆ}く知^し居^ゐた^ので極^{ごく}
 樂^{らく}寺^{てい}と云^いふ^に本^{ほん}像^{ざう}の兩^{りやう}界^{かい}の曼^{まん}陀^た羅^らの像^{ざう}
 が有^あり^て令^{しん}剛^{かう}界^{かい}が千^{せん}四^し百^{ひやく}六^{りく}十^{じゆ}一^{じつ}、胎^{たい}藏^{ざう}界^{かい}が

三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十

四	百	拾	一	尊	有	久	く	諸	の	真	言	僧	が	道	し	た	高	太	夫	此	を	聞	て								
諸	の	真	言	僧	が	道	し	た	高	太	夫	此	を	聞	て	此	佛	は	此	に	御	座	を	違	ふ	て					
屍	輕	く	走	り	向	ひ	楚	を	執	て	此	佛	は	此	に	御	座	を	違	ふ	て	佛	座	人	に	行	て	座			
世	彼	佛	は	其	に	御	座	と	指	す	に	從	て	佛	座	人	に	行	て	座	を	違	ふ	て	佛	座	人	に	行	て	座
も	手	も	觸	ぬ	に	踊	り	楚	の	指	す	所	に	行	て	座	を	違	ふ	て	佛	座	人	に	行	て	座	を	違	ふ	て
つ	た	の	を	見	物	の	群	集	不	此	は	口	ハ	で	面	白	い	と	云	事	云	事	云	事	云	事	云	事	云	事	
手	品	を	拜	見	し	お	す	と	泣	々	貴	人	を	と	云	事	云	事	云	事	云	事	云	事	云	事	云	事	云	事	
お	や	右	少	々	空	も	雜	つ	て	居	子	が	大	正	二	年	二	年	二	年	二	年	二	年	二	年	二	年	二	年	
十	一	月	四	日	晝	飯	食	を	切	リ	目	痛	き	を	忍	ん	忍	ん	忍	ん	忍	ん	忍	ん	忍	ん	忍	ん	忍	ん	
で	呂	今	夜	九	時	迄	香	續	け	た	堂	腹	愈	し	に	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	

55747

